吸収分割に関する事後開示書類

令和７年４月１日

株式会社マネーフォワード

マネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社

令和７年４月１日

各位

東京都港区芝浦 3-1-21msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F
株式会社マネーフォワード
代表取締役　辻　庸介

東京都港区芝浦 3-1-21
マネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社
代表取締役　島内　広史

吸収分割契約に関する事後開示事項

（吸収分割会社/会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項）
（吸収分割承継会社/会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び同法第 791 条第 1 項第 1 号
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項）

株式会社マネーフォワード（以下「分割会社」といいます。）及びマネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、令和７年１月 24 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を令和７年４月１日として、分割会社の経営管理領域における事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法の規定に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

１　吸収分割が効力を生じた日
令和７年４月１日

２　分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

（１）　会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

（２）　会社法第 785 条の規定による手続の経過
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

（３）　会社法第 787 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4） 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、令和 7 年 2 月 21 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

（1） 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

承継会社において、会社法 796 条の 2 の規定に基づき本吸収分割の差し止めを請求した株主はありませんでした。

（2） 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社において、分割会社が会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、会社法第 797 条第 3 項の規定により、該当事項はありません。

（3） 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、令和 7 年 2 月 21 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である令和 7 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約に定める経営管理領域における事業に関する権利義務（別紙記載のとおり。）を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額（概算）：2,143,920,241 円

承継負債の額（概算）：0 円

5 本吸収分割による変更の登記を行う日

令和 7 年 4 月 14 日予定

6 その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

（別紙）

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において本分割によって乙が甲から承継する資産、契約その他の権利義務は、本明細表に定める甲の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。

1. 承継する資産
   本効力発生日の直前において甲が所有又は保有している資産のうち、専ら本対象事業に関連する以下の資産。
   ・ 甲が保有する株式会社ナレッジラボの株式の全て(合計 759 株)

2. 承継する負債
   乙が甲から承継する資産に関する一切の債務

3. 承継する雇用契約
   本効力発生日の前日の終了時において本対象事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は乙に承継されない。

以上